

日本排尿機能学会専門医制度規則 ならびに施行細則

一般社団法人日本排尿機能学会事務局
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル
日本コンベンションサービス株式会社内
TEL : 03-3508-1230 FAX : 03-3508-1257

日本排尿機能学会専門医制度 規則

制定	平成27年 9月10日
改訂施行	平成28年 9月12日
改訂施行	平成29年 9月29日
改訂施行	平成30年 3月 4日
改訂施行	平成30年12月20日
改訂施行	令和元年 6月24日
改訂施行	令和元年 9月11日
改訂施行	令和 2年 6月 1日
改訂施行	令和 3年 3月14日
改訂施行	令和 3年 7月 5日

第1章 総則

第1条（目的）

一般社団法人日本排尿機能学会（以下本会と略記）は、下部尿路機能障害の病態解明、診断、治療の進歩に即応した医師の養成をはかることにより、下部尿路機能障害患者に適切な医療を提供し、国民の福祉に貢献することを目的として、本会専門医（以下専門医と略記）制度を施行する。

第2条（公示）

本会専門医制度委員会より認定証の交付を受けた医師は、排尿機能専門医として本会ホームページおよび本会機関誌に氏名と所属施設を公示公開する。

第3条（認定・資格）

排尿機能専門医は別に定める条件を満たした医師で、本会専門医制度委員会の審議を経て認定される。認定の期間は5年間とし、継続を希望する排尿機能専門医は、別に定める条件を満たし、本会専門医制度委員会の審議を経なければならない。

本会専門医制度は第1条に掲げる目的のために日々研鑽しなければならない。

第4条（所属施設の変更）

本会認定時の所属施設が変更される場合は、すみやかに専門医制度委員会事務局に届け出をしなければならない。

第2章 専門医制度委員会

第5条（専門医制度委員会）

排尿機能専門医を認定するために、本会内に専門医制度委員会（以下委員会と略記）を設置する。委員会は第1条に掲げる目的を達成するために必要な事項を管轄する。認定を申請した医師を審査し、合格した医師を本会理事会の議を経た後に排尿機能専門医として認定し認定証を交付する。

第6条（構成）

委員会は、理事長の指名する本会理事および本会代議員から選任される若干名をもって構成する。委員会の他の委員の構成および任期は別に定める。

第7条（任期）

委員会の委員の任期は2年とし、2期までの再任は妨げないが、原則として継続して2期を超えることはできない。ただし、本会理事会の承認により、さらに1期2年まで延長することができる。

第8条（業務）

理事長による指名により、委員長を選出する。委員長は委員会を招集し、本制度の円滑な運営を図る。委員長は専門医制度委員会を統括し運営する。委員会の事務局は、本会事務局内に設置する。

第9条（小委員会）

委員会には、業務の運営に必要な各種小委員会をおくことができる。

第10条（守秘）

委員会の構成員は、委員会の全ての業務内容を守秘しなければならない。専門医申請書の内容および委員会は非公開とする。

第3章 専門医の資格

第11条

排尿機能専門医は、次の各項の条件を満足しなければならない。

1. 日本国の医師免許を有するもの
2. 申請時において、5年以上、引き続いて本会会員であること。
3. 泌尿器科専門医、あるいは日本専門医機構が認定した各基本領域の専門医を有し、5年以上の下部尿路機能障害に対する臨床経験を有すること。ただし、これに該当しない場合においても、下部尿路機能障害に対する十分な臨床経験を5年以上積んでいると判断される者は、委員会の議を経て同等の資格を有する者とみなすことができる。
4. 本会の定める教育研修の必要単位を取得していること（施行細則、付則2）。
5. 本会の行う専門医試験に合格すること（施行細則、付則3）。
6. その他、施行細則に記載されている条件を満たすこと。

第4章 専門医の申請手続きおよび専門医資格試験

第12条

排尿機能専門医の資格認定を申請する者は、次の各項に定める書類を委員会に提出し、認定審

査料を納付する。

1. 排尿機能専門医申請書（様式1）
2. 医師免許証（写）
3. 第11条3項に定められた資格を有する者は、専門医認定を証明する書類（写）
4. 上記3項を満たす場合に資格試験を受けることができる。

第5章 専門医の更新

第13条

排尿機能専門医は5年毎に審査を受けて、その認定を更新するものとする。更新の条件として、引き続き本会の会員であり、本会学術集会に2回以上参加、及び本会のJCS専門医セミナーを2回以上受講していることが必要であり、手続きに際して、次の各項に定める書類を専門医制度委員会に提出し、更新審査料を納付する。

1. 排尿機能専門医更新申請書
2. 学術集会参加証（コピー）
3. JCS専門医セミナー受講証（コピー）

第6章 認定証の交付

第14条

理事長は専門医の登録もしくは登録更新を完了した者に対し、専門医認定証を交付する。

第7章 専門医資格の喪失

第15条（取消）

本会専門医としてふさわしくないと本会が議決した場合には、専門医を取り消す。取り消しは専門医制度委員会、理事会の決議に加え、総会において総代議員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。その会員に対して、総会の1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会で弁明の機会を与えなければならない。専門医を取り消された場合には、5年間申請を受け付けない。

第8章 細則および改正

第16条（細則）

本規則を施行するための細則を本会専門医制度委員会および理事会において定める。

第17条（改正）

本規則は本会専門医制度委員会および理事会の議決により改正することができる。施行細則の変更にあたっては専門医制度委員会の議決を経て理事会の承認を得るものとする。

日本排尿機能学会専門医制度委員会 施行細則

第1条（構成）

本会専門医制度委員会（以下委員会）は委員長、副委員長、委員でもって構成する。委員会委員長および副委員長は、本会理事長が理事のなかから指名する。委員は委員会委員長が本会代議員のなかから2名程度を指名し、計6名以上として理事会の承認を得る。委員会副委員長は委員長を補佐し、また委員長がその任を執行できなくなった際には代行する。

第2条（任期）

委員会委員長、副委員長、および委員の任期は2年とし、2期までの再任は妨げない。ただし、原則として継続して2期を超えることはできないが、理事会の承認により、さらに1期2年まで延長することができる。委員会構成委員に欠員が生じた際には、理事会によって早急に是正されることとする。

第3条（運営）

委員会の開催は委員長が招集する。各委員は委員長に委員会の招集を発議できる。委員会の成立定数は定員の2/3以上の参加とする。代理人または委任状はこれを認めない。議決は定員の過半数をもって可とする。賛否同数の場合には委員長が決議する。委員長は出席委員の合意のもとに議事録を作成し、出席者1名の署名を得て保管する。

第4条（業務）

委員会は本会専門医申請者の審議を行い、理事会で審議の後にその結果を申請者に速やかに通知する。合格者には認定証を交付する。委員会の運営、規則および細則の改正について審議する。本会会員からの疑義、専門医の取消、復活、再申請について審議し理事会に報告する。

第5条（申請の期日）

本会専門医の認定を希望する医師は毎年9月1日から10月31日（必着）までに所定の申請書と認定審査料を委員会に提出し、委員会の審議を受けることとする。

第6条（申請の条件）

排尿機能専門医の資格認定を申請する者は、次の各項の条件を満足しなければならない。

1. 日本国の医師免許を有するもの。
2. 申請時において、5年以上、引き続いて本会会員であること。
3. 泌尿器科専門医、あるいは日本専門医機構が認定した各基本領域の専門医を有し、5年以上の下部尿路機能障害に対する臨床経験を有すること。ただし、これに該当しない場合においても、下部尿路機能障害に対する十分な臨床経験を5年以上積んでいると判断される者は、委員会の議を経て同等の資格を有する者とみなすことができる。
4. 本会の学術集会に、申請までの5年間に3回以上参加していること。

5. 本会学術集会での発表を演者、共同演者として2回以上行っていること（申請時より過去5年間）。
6. 本会の定める教育研修の必要単位を取得していること（付則2）。
（本会のJCS専門医セミナー3回受講を証明する。）
7. 本会の行う専門医試験に合格すること（付則3）。
8. 本会の代議員2名による推薦状を有すること。推薦人は前記1－6項目の申請者の記載内容を保証すること。

第7条（専門医の更新）

排尿機能専門医資格の有効期間は5年間とし更新制とする。排尿機能専門医の更新を希望する医師は有効期間が終了する前年に更新申請書を提出し委員会の審査を受けなければならない。更新の資格は第6条の1から3項目を満たし、かつ本会年次学術集会に前回申請時から2回以上出席していること及び本会JCS専門医セミナー2回以上の受講を証明しなければならない。

第8条（会計）

委員会から認定を受ける申請者は所定の認定審査料を、認定の更新を希望する専門医は所定の更新審査料をそれぞれ納めることとする。認定審査料および更新審査料は委員会費用および専門医認定証の作成などに充てる。本委員会の会計は本会の監査を受け、結果は理事会および代議員総会の承認を要する。

第9条（事務局）

本会専門医制度委員会事務局は、本会事務局内に置く。

付則1 審査料；認定審査料は30,000円とし、更新審査料は20,000円とする。一度徴収した費用はいかなる理由にても返還しない。

付則2 教育研修単位

本会専門医の認定を受けようとする者は、それまでの5年間に総計100単位を取得していなければならない。ただし、本会年次学術集会および本会のJCS専門医セミナーに、それぞれ3回以上参加していることを必要条件とする。単位数は下記の研修単位一覧表により算定する。なお、JCS専門医セミナーは研修単位には含めない。申請書類には、教育研修記録、すなわちこれら単位取得を証明する記録（学術集会参加証の写等）を添付すること。

付則3 専門医資格試験

初めて認定を受けようとするものは、専門医資格試験（以下試験と略記）に合格しなければならない。試験は年1回（2月あるいは3月）、委員会が実施するが、詳細は学会誌、ホームページ等に公示する。申請書に不備がある場合は、受験資格が得られない。

付則4 専門医の認定更新の際に、留学、妊娠・出産・育児、病気療養などの理由により必要要件を満たさない場合は理由書（様式2）を本委員会に提出し、本委員会での審査と承認を必要とする。

付則5 JCS 専門医セミナーは60分以上とし、本会年次集会開催中に3回施行する。なお、企業の共催があるものは認めない。会期終了後にオンデマンド配信されるJCS 専門医セミナーの受講も含める。

研修単位一覧表

	単位数
学術集会等への参加	
日本排尿機能学会学術集会	1 5
International Continence Society Annual Meeting	5
International Urogynecological Association Annual Meeting	5
American Urological Association Annual Meeting	5
European Association of Urology Annual Meeting	5
国際泌尿器科学会（SIU）	5
Pan-Pacific Continence Society (PPCS) Meeting	5
日本泌尿器科学会（総会、東部、中部、西部総会）	5
日本老年泌尿器科学会	5
日本女性骨盤底医学会	5
日本骨盤臓器脱手術学会	5
日本脊髄障害医学会	5
排尿機能学会における学術演題の発表	
筆頭演者	1 0
共同演者	3
排尿機能障害に関する学術論文の掲載（原著、総説、症例報告に限る）	
日本排尿機能学会雑誌、LUTS、Neurourology & Urodynamics、Journal of Urology、European Urology、Urology、BJU International、International Journal of Urologyなどの英文雑誌	
筆頭著者	1 0
共同著者	3
その他の雑誌	
筆頭著者	5
共同著者	2